

(平成25年4月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から同年11月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から同年11月まで

私の国民年金については、私が20歳になったことを契機に、私の母が加入手続きを行ってくれた。

申立期間に係る国民年金保険料は、私、又は私の妻が納付していたが、家が農家であったため、私、妻及び私の両親の保険料をまとめて納付していたと記憶している。

申立期間の国民年金保険料及び付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳から60歳までの国民年金加入期間に係る国民年金保険料を申立期間を除き全て納付しており、申立人の妻も申立期間を含む自身の国民年金加入期間の保険料を全て納付していることから、申立期間の保険料を納付していたとする申立人及びその妻は、保険料の納付意識が高かったと認められる上、申立期間は8か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間を含む昭和53年度から56年度までの各年度において、12月から3月まで厚生年金保険に加入し、その加入、脱退に係る国民年金の切替手続きを適切に行っていることが特殊台帳(マイクロフィルム)及びオンライン記録により確認できることから、申立期間の国民年金定額保険料及び付加保険料を納付することが可能であったと考えられる。

さらに、昭和53年度から56年度のうち、54年度及び56年度については、申立期間と同様に、前後が厚生年金保険の加入期間である4月から11月までの国民年金加入期間の国民年金定額保険料及び付加保険料は、納付済みとなっ

ている。

加えて、独立行政法人農業者年金基金からの回答により、申立人は、申立期間及びその前後の期間に農業者年金に加入し、国民年金と同様に農業者年金と厚生年金保険との切替手続を適切に行い、申立期間に係る農業者年金保険料を納付していることが確認できるところ、農業者年金の加入者は、国民年金及び付加年金に併せて加入することとされていることから、保険料の納付意識が高かった申立人及びその妻が申立期間について、農業者年金保険料のみを納付し、国民年金定額保険料及び付加保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和38年3月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月24日から同年4月1日まで

昭和32年4月1日から平成9年6月30日までA社に継続して勤務していたが、同社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社健康保険組合から提出された健康保険組合適用台帳、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和38年3月24日にA社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支店における昭和38年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料等が保管されておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険

事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和48年12月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月25日から49年1月1日まで
申立期間は、C社から関連会社であるA社に異動となった時期であるが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事異動通知及び同社の回答から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和48年12月25日にC社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

一方、事業所別被保険者名簿によると、A社は、昭和49年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において、同保険の適用事業所となっていないものの、同社は法人事業所であり、上記の人事異動通知によると、5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が残っていないため不明としているが、上記のとおり

り、申立期間において厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったことが認められることから、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和62年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年12月31日から62年1月1日まで

B社からの出向社員として、昭和60年7月から61年12月末まではA社で勤務していたが、年金記録によると、同年12月は厚生年金保険の未加入期間となっている。

両社には継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録、当時、A社において、事務を担当していた者の供述及び同僚が所持する給与明細書から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和61年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、18万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社は、昭和61年12月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間は同保険の適用事業所ではないものの、商業・法人登記簿謄本によると、同社は、62年1月20日に株主総会の決議により解散しており、申立期間当時は法人事業所であることが確認できる上、5人以上の従業員が申立期間において同社で雇用保険に加入して

いることが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間において厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったことが認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月1日から同年8月1日まで
② 平成5年8月1日から同年8月20日まで
③ 平成5年9月1日から10年3月11日まで

申立期間①はA社に、申立期間③はB社にそれぞれ勤務し、厚生年金保険に加入していたが、記録されている標準報酬月額と給料明細書で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とが相違している。

両申立期間について、標準報酬月額の記録を正しい記録に訂正してほしい。

申立期間②はA社に勤務していたが、保管している給料明細書によると、平成5年8月分の厚生年金保険料が給与から控除されているにもかかわらず、年金記録では、同年8月は厚生年金保険の被保険者期間に算入されていない。

申立期間②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①及び③の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い

方の額を認定することとなる。

申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人が保管する給料明細書、A社から提出された給料手当支払計算書及び健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書において確認できる報酬月額並びに当該給料明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額から、17万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は不明と回答しているものの、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書によると、事業主が、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額を12万6,000円と届け出たことが確認できることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③のうち、平成5年11月から6年4月までの期間、同年6月、同年8月から同年12月までの期間、7年2月、同年8月から8年6月までの期間及び9年3月から同年7月までの期間については、申立人が保管する給料明細書（平成9年1月からは給与明細書）において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高額であるものの、当該期間において事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び厚生年金基金掛金額の合計額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致又は低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間③のうち、平成5年9月及び同年10月、6年5月、7年1月、同年3月から同年7月までの期間、8年7月から9年2月までの期間及び同年8月から同年12月までの期間については、申立人が保管する給料明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致又は低額である上、当該期間において事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び厚生年金基金掛金額の合計額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と全て一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

さらに、申立期間③のうち、平成6年7月、10年1月及び同年2月については、i) 申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる給料明細書等の資料は無いこと、ii) 事業所名簿及びオンライン記録によると、B社は、平成12年6月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間③当時の代表取締役は、「当時の資料は残っていないが、B社

では、社会保険事務所に届け出た報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除していた。」と回答していること、iii) このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人が保管する給料明細書によると、平成5年8月分の厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できる。

しかしながら、申立人は、平成5年8月20日前後に退社したと供述しているところ、雇用保険の被保険者記録においても、申立人のA社における離職日は同年8月20日であることが確認できる。

また、当該事業所の給与締切日は毎月20日であるところ、当該事業所から提出された給料手当支払計算書及び所得税源泉徴収簿等の資料によると、平成5年8月21日以降の給与計算期間において、申立人に支払われた給与等の記載は無いことが確認できる。

さらに、厚生年金保険法第14条により、被保険者資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日と規定され、同法第19条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」と規定されている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、事業主により、平成5年8月分の厚生年金保険料を給与から控除されていることが認められるものの、申立期間②について、厚生年金保険の被保険者期間に算入されない期間であることから、当該期間について、同保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4537

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和45年4月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月25日から同年5月1日まで

申立期間は、A社C支店から同社B支店に異動になった時期であるが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し(昭和45年4月25日にA社C支店から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支店における昭和45年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から同年6月まで

私は、勤務していた会社を退職する際に、会社の社会保険事務担当者から国民年金の説明を受けており、また、母からも保険料の納付を勧められたため、平成4年4月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料は、加入後に送付されてきた納付書で、A市内にある郵便局、又は銀行で毎月納付していたと記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務していた会社を退職したことに伴い、平成4年4月頃、国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者に係る資格記録の処理状況調査により、6年10月頃に払い出されたものと推認でき、申立人はその頃に国民年金の加入手続を行ったものと認められ、申立人の主張と一致しない。

また、申立人が国民年金の加入手続の際に持参したとする年金手帳には、申立人が初めて国民年金の被保険者資格を取得した平成4年4月1日から同資格を再取得する6年7月27日までの被保険者資格得喪欄の全てに、「6.10.28」とゴム印が押され、同日にまとめて得喪記録の記載が行われていることが確認できることから、当該時点まで、申立人は国民年金に未加入であり、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる上、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 7 月 1 日から 15 年 10 月 16 日まで
申立期間は、A社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業主は、「申立人は、申立期間はアルバイトとして勤務していたので、雇用保険には加入させていたが、厚生年金保険は加入させていなかった。」と回答している。

また、申立人から提出された預金通帳により、申立人は、A社から申立期間に係る給与が振り込まれていたことが確認できるものの、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料控除額を確認できる資料を保有していないため、当該振込額からは同保険料控除額を推認することができない上、同社から提出された、申立人の申立期間中である平成 15 年分給与所得の源泉徴収票及び同年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿によると、記載されている社会保険料等の控除額は、1 万 5,338 円であることが確認できるところ、当該金額は、同年 1 月から同年 10 月までに支給された給与を基に試算した雇用保険料額と一致しており、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、全国健康保険協会B支部の記録によると、申立人は、前職のC社の健康保険厚生年金保険被保険者の資格を喪失した平成 12 年 11 月 1 日に、健康保険の任意継続被保険者の資格を取得し、14 年 8 月 13 日に同被保険者資格を喪失していることが確認できる上、D市の記録によると、前述の健康保険任意

継続被保険者の資格喪失日から引き続いて、20年4月22日までの期間において、国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月から 40 年 7 月まで

申立期間は、A社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所名簿及びオンライン記録によると、A社は昭和 57 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚のうち、生存及び所在が確認できた二人に照会したところ、このうち一人は、「申立人とは、A社に勤務する以前に、短期間、別の事業所で一緒に勤務したことはあるが、A社では一緒に勤務したことはない。」と供述している上、他の一人は、「申立人とは一緒に勤務したことはない。」と供述しており、申立人の主張を裏付ける供述は得られなかった。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）又は健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立期間に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた者 18 人に照会したところ、回答が得られた 9 人は、いずれも「申立人を知らない。」と供述しており、これらの者からも申立人の申立期間における勤務実態について供述を得ることができなかった。

加えて、当該事業所に係る被保険者名簿及び被保険者原票を確認したものの、申立人の名前は無く、一方、同名簿及び同原票において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。